

事 務 連 絡  
令 和 4 年 12 月 27 日

各 都道府県・市町村 民生主管部生活保護担当課 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

### 学習支援費の実費支給に関する留意事項について

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、教育扶助及び生業扶助として支給している学習支援費については、平成30年10月1日から、支給対象をクラブ活動費に特化した上で、月額による定額支給から実際にかかった費用に応じた実費支給にしたところです。

支給対象となるクラブ活動については、学校で実施するクラブ活動に限定されるものではなく、地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動や、ボランティアの一環として行われる活動も含めることとしております。

令和2年度に行った調査において、教育扶助や高等学校等就学費の扶助受給者に対する学習支援費の受給者の割合は、それぞれ、中学生で18.7%、高校生で16.2%であり、一般世帯における部活動の所属状況（平成29年度運動部活動等に関する実態調査（スポーツ庁））が、中学生で91.9%、高等学校で81.0%であることと比して、利用は低調になっております。

また、有効回答のあった福祉事務所1,213か所中、生活保護受給世帯への学習支援費に関する事前の案内（周知）を行っていない福祉事務所が175か所（14.4%）あり、事前の案内（周知）を行っている福祉事務所よりも学習支援費の受給者の割合は、更に低調となっております。

つきましては、クラブ活動費用の事前給付の手続を簡便かつ円滑に行い、必要な世帯が利用しやすくし、学習支援費の更なる活用を図るため、ご留意いただきたい内容について、改めて下記のとおりお示ししますので、ご了知の上、都道府県におかれては管内保護の実施機関に対し周知方お願いいたします。

以上、管内保護の実施機関の査察指導員や地区担当員、面接相談員等に対し、本事務連絡の内容が確実に行き届くよう、ご配慮をお願いいたします。

## 記

### 1 学習支援費の周知について

世帯員に小学校から高校までの児童生徒がいる生活保護世帯に対して、保護費の変更決定通知書の送付、窓口への来所及び家庭訪問などの機会を活用し、リーフレット例なども参考にいただき、改めて学習支援費の支給対象の周知や申請手続等の助言指導をお願いいたします。

#### <支給対象>

- ・クラブ活動にかかる道具類等の物品の購入費用  
(具体例) グローブ、バット、サッカーボール、ユニフォーム、柔道着、剣道着、楽器、  
画材道具一式、絵の具、スケッチブック、競技用アンダーウェア など
- ・部費
- ・クラブ活動に伴う交通費
- ・大会参加費用 (参加費、交通費及び宿泊費を含む。)
- ・合宿費用 (交通費及び宿泊費を含む。)

#### <申請手続>

(事前給付)

- ・学校等から提供されるパンフレットやクラブ活動の案内等により必要な費用が事前に確認できる場合は、物品等の購入前に必要額を支給することになります。

(事後給付)

- ・事前に金額がわからない場合などは、クラブ活動に必要な物品等を生活保護世帯が先に購入して領収書等の提出を受けた後に支給することになります。

※領収書の取りにくい交通費や部費などについては、領収書の提出は不要です。

→詳細な学習支援費の給付手続等については、「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)の問 7-80-3 (別紙)も参照願います。

### 2 クラブ活動への参加状況の把握等について

日頃のケースワークにおいて、クラブ活動への参加状況の把握等、被保護世帯の需要発見に努めるとともに、必要な費用が生じる場合はできる限り事前に福祉事務所に相談するよう助言指導を行うなど、学習支援費の申請が漏れなく行われ、必要な保護がなされるよう配慮いただきますよう、改めてお願いいたします。

(別添 1) 学習支援費の案内用リーフレットの例

(別添 2) 学習支援費の申し出様式の例

(別添 3) 学習支援費の支給状況等 (令和 2 年度調査結果の概要)

- 「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）

問 7-80-3

学習支援費の給付手続

問 学習支援費の給付は、領収書・レシートを確認した上で事後精算による給付（以下「精算給付」という。）とするのか、もしくは、事前給付とするのか。

答 学習支援費の給付については、あらかじめクラブ活動に要する費用が確認できる場合は、保護変更申請書と併せて、クラブ活動に要する費用が確認できる資料を徴し、その必要額を確認の上、それぞれの基準額の範囲内において必要な額をできる限り事前に給付することとされたい。

上記の必要額が確認できる資料については、物品に関しては、必要となる額がわかる学校からの購入品目のリスト、チラシ又はカタログ・パンフレット等による確認、交通費に関しては、行き先の交通ルートによる確認が考えられる。

また、必要に応じて、教育委員会等から当該費用にかかる情報を提供してもらうなど、関係機関とも連携の上、当該費用の確認に努められたい。

なお、事前給付後においては、例えば、クラブ活動にかかる道具類等の購入費用や合宿費用など、一般的に領収書・レシートが容易に取得可能と考えられるものについては、事後に領収書・レシートを確認されたいが、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難なものについては、被保護者からの領収書・レシートの提出を不要として差し支えない。

一方、事前に必要額の把握が困難である場合には、精算給付としても差し支えないが、領収書・レシートの取得が比較的困難なものについては、領収書・レシートの確認は要さず、被保護者からの申請のみによって支給することとして差し支えない。

いずれにしても、学習支援費の給付に当たっては、保護の実施機関は日頃の訪問調査や生活相談等を通じて、当該被保護者のクラブ活動の状況の把握に努めるとともに、被保護者に対して、クラブ活動に要する費用が生じる場合は、できる限り事前に相談するよう助言指導されたい。

# クラブ活動費の支給についてのご案内

子どものクラブ活動に使っていただく「学習支援費」について、皆さまから申請があった費用に対して、基準額の範囲内でお金をお渡しします。

基準額（年間上限額）：	小学生 1学年あたり	年額16,000円以内
※ 令和4年4月現在	中学生 1学年あたり	年額59,800円以内
	高校生 1学年あたり	年額84,600円以内

申請手続：申請にあたっては、必要となる金額がわかる学校からの書類や、チラシなどを持参して下さい。（先に金額がわからない場合などは、購入後に領収書などで金額を確認し、お金をお渡しします。）

※ 領収書は、交通費や部費などの取りにくいものであれば提出の必要はありません。

学校の教育活動として実施されるクラブ活動や部活動以外に必要な費用も対象となる場合があります。手続の詳細については、担当のケースワーカーにご確認ください。

※ アルバイト収入などがある場合は収入として認定せずに、その分クラブ活動の費用に使うことができます。アルバイト収入などがある場合にはケースワーカーにご相談ください。

## ＜支給対象となる費用＞

### ①運動部で使うもの

グローブ、バット、サッカーボール、テニスラケット、卓球ラケット、剣道着、竹刀、柔道着、水着、水泳用ゴーグル、競技用靴、ユニフォーム、練習着、スポーツバックなどの購入費用

### ②文化部で使うもの

楽器、カメラ、画材道具一式、書道用具一式、演劇に伴う衣装代、料理に伴う道具一式などの購入費用

### ③消耗品類

競技用アンダーウェア、競技用靴下、サポーター用具、楽器用マウスピース・リード、絵の具、スケッチブックなどの購入費用（ただし、スポーツドリンク等の食料品を除く。）

### ④その他

- ・部費
- ・クラブ活動に伴う交通費
- ・大会参加費用（参加費、交通費及び宿泊費を含む。）
- ・合宿費用（交通費及び宿泊費を含む。）

学習支援費の申し出について

福祉事務所長 殿 年 月 日

申請者 世帯主名 \_\_\_\_\_ 世帯員名 \_\_\_\_\_

所属クラブ活動名 \_\_\_\_\_ 所属学校名 \_\_\_\_\_

学校区分 小学校 ・ 中学校 ・ 高等学校 ※いずれかに○印

この度、クラブ活動のために以下の費用が必要となるので、学習支援費の支給を申し出ます。

① 備品・消耗品類購入費用

購入品目	購入数	購入費用	費用を確認できる資料の有無
_____	_____	_____ 円	有 ・ 無
_____	_____	_____ 円	有 ・ 無
_____	_____	_____ 円	有 ・ 無
_____	_____	_____ 円	有 ・ 無
_____	_____	_____ 円	有 ・ 無

② 部活動費 年額 ・ 月額 \_\_\_\_\_ 円 月額 \_\_\_\_\_ 円 月分 \_\_\_\_\_ 月

③ 交通費 ※大会参加の場合を除く

用途	交通経路	交通機関	交通費
_____	_____ ~ _____	_____	_____ 円
_____	_____ ~ _____	_____	_____ 円

④ 大会参加費用

大会名	開催場所	開催日（滞在期間）			
_____	_____	_____ 月 _____ 日	_____ 月 _____ 日	_____ 月 _____ 日	_____ 月 _____ 日
_____	_____	_____ 月 _____ 日	_____ 月 _____ 日	_____ 月 _____ 日	_____ 月 _____ 日

参加費用	交通費	宿泊費
_____ 円	_____ 円	_____ 円
_____ 円	_____ 円	_____ 円

⑤ 合宿費用

合宿先	合宿期間	合宿費用
_____	_____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日	_____ 円

※ 学習支援費の事前支給の申し出にあたっては、学校からのお知らせ（クラブ活動に必要な購入品目のリストやチラシ）や商品のカタログ・パンフレットなどのクラブ活動に必要な費用が分かる資料を添付して下さい（可能な範囲でお願いします）。

※ なお、交通費や部費などの領収書等が取りにくいものについては、領収証等の提出は不要です。

福祉事務所記入欄

支給額合計 (①~⑤の合計)	年間上限額残額（上限額－支給額合計）
_____ 円	申請前の時点の残額 _____ 円 今回申請した支給額合計差引残額 _____ 円
	※特別基準額を設定した場合 年間上限額残額（上限額（1.3倍額）－支給額合計）
	申請前の時点の残額 _____ 円 今回申請した支給額合計差引残額 _____ 円

※ 年度途中で一般基準から特別基準に切り替える場合、その時点の一般基準額の残額に一般基準と特別基準の差額（小学校は4,800円、中学校は17,940円、高等学校は25,380円）を加える。

# 学習支援費の運用の見直し（平成30年度）

○ 生活保護における学習支援費については、これまでの学習参考書の購入(※1)やクラブ活動費用(※2)として毎月定額で金銭給付していたものを、平成30年10月からクラブ活動費用の実費支給による給付として見直すこととしている。

	見直し前 (H30. 9月以前) 【金銭給付 (月額)】	見直し後 (H30. 10月以降) 【実費支給 (年額)】
小学校	2,630円 (年間の支給総額31,560円)	15,700円以内
中学校	4,450円 (年間の支給総額53,400円)	58,700円以内
高校	5,150円 (年間の支給総額61,800円)	83,000円以内

※1 学習参考書の購入費用については、H30.10月以降、児童養育加算において対応する。

※2 ここでいうクラブ活動とは、主に学校教育活動として実施される小学校におけるクラブ活動や、中学校・高校における部活動である。

## クラブ活動の範囲

○ クラブ活動については、それぞれの地域や学校によって活動の差が見られることを踏まえ、学校で実施するクラブ活動だけに限定はせず、以下の要件①から③までのすべてを満たす活動についても支給対象として認める。

- ①地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動又はボランティアの一環として行われる活動であること
- ②当該活動に係る実費相当分のみを徴収する活動であること
- ③営利を目的として運営される活動ではないこと

## 対象費用の範囲

①クラブ活動にかかる道具類等の物品の購入費用、②部費、③クラブ活動に伴う交通費、④大会参加費用(参加費、交通費及び宿泊費を含む。)、⑤合宿費用(交通費及び宿泊費を含む。) など

## 支給手続

### 事前給付(あらかじめクラブ活動に要する費用が確認できる場合)

○ クラブ活動に要する費用が確認できる資料(※)によって事前給付を行い、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難な場合は、給付後の用途の確認(領収書・レシートの提出)は不要とすることを認める。

※ 学校からのお知らせ(クラブ活動に必要な購入品目のリスト、チラシ)やカタログ・パンフレットの提示及び交通ルートの申し出等

○ この支給に当たっては、クラブ活動への参加状況等の確認のため、必要に応じて、福祉事務所と学校・教育委員会等との連携が円滑に図られるよう、厚生労働省から文部科学省に対して協力依頼の通知を発出する。

### 事後給付(事前に必要額の把握が困難である場合)

○ 領収書・レシートによる事後給付とすることも認めるが、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難な場合は、被保護者からの申し出のみによって支給することを認める。

### クラブ活動の加入の確認

○ また、クラブ活動の加入の確認に当たっては、書面を求めることは不要とし、被保護者からの申し出のみで支給を認める。

※ 令和元年10月以降の基準額については、消費税率の引上げ等を踏まえた基準改定を行ったため、上記の「見直し後」の基準額とは異なる。

# 学習支援費の支給状況等 (1 / 3)

## 学習支援費の受給者数

		扶助受給 人員数① (令和2年度末現在)	学習支援費 受給実人数② (令和2年度内)	(②/①)
		102,417	9,297	9.1%
教育扶助	小学生	61,194	1,595	2.6%
	中学生	41,223	7,702	18.7%
高等学校等就学費		39,180	6,353	16.2%

## 学習支援費の支給月数

		学習支援費 支給月数③ (令和2年度内)	うち見直し前の水準以上の 月数(※)④	(④/③)
		27,415	13,059	47.6%
教育扶助	小学生	3,691	1,832	49.6%
	中学生	23,724	11,227	47.3%
高等学校等就学費		21,713	9,893	45.6%

## 学習支援費の一月当たり支給額 (平均)

		一月当たりの学習支援 費支給額(平均)⑤ (令和2年度内)
		8,211
教育扶助	小学生	4,993
	中学生	8,711
高等学校等就学費		11,637

## (参考) 一般世帯における部活動の所属状況 (平成29年度運動部活動等に関する実態調査(スポーツ庁))

	部活動の所属状況	所属状況		
		運動部	文化部	両方
中学生	91.9%	71.6%	19.4%	0.9%
高等学校	81.0%	52.9%	26.5%	1.6%

※ 上記結果は、福祉事務所からの管内の教育扶助、高等学校等就学費及び両扶助の学習支援費の支給状況に係る報告(全福祉事務所1,250か所のうち1,230か所からの報告)をまとめたもの(令和2年度分)。

※ 学習支援費は課外のクラブ活動へ参加する者を対象に支給するものであるが、「扶助受給人員数」には課外のクラブ活動へ参加しない小学生・中学生・高校生等が含まれていることに留意が必要。

※ 「見直し前の水準以上の月」とは、見直し後の学習支援費の一月当たりの支給額が見直し前の月額(定額)(小学生:2,630円 中学生:4,450円 高等学校就学費:5,150円)を超える月をいう。なお、見直し前の学習支援費は、「課外のクラブ活動費」だけでなく、「家庭内学習費用」にも対応しているため、見直し前の水準と見直し後の水準を単純に比較することはできない。

## 学習支援費の支給状況等（2 / 3）

生活保護受給世帯への学習支援費に関する事前の案内（周知）の有無（有効回答のあった福祉事務所1,213か所中）

	該当数	割合
①事前の案内（周知）を行っている。	1,038	85.6%
②事前の案内（周知）を行っていない。	175	14.4%

生活保護受給世帯からの物品等の購入前の相談の頻度（有効回答のあった福祉事務所1,200か所中）

	該当数	割合
①ほとんどない	368	30.4%
②おおむね10件中1～2件程度	258	21.3%
③おおむね10件中3～4件程度	111	9.2%
④おおむね10件中5件（約半数）程度	150	12.4%
⑤おおむね10件中6～7件程度	78	6.5%
⑥おおむね10件中8～9件程度	135	11.2%
⑦全部	109	9.0%

事前給付による学習支援費の支給の頻度（有効回答のあった福祉事務所1,209か所中）

	該当数	割合
①ほとんどない	679	56.6%
②おおむね10件中1～2件程度	229	19.1%
③おおむね10件中3～4件程度	86	7.2%
④おおむね10件中5件（約半数）程度	87	7.3%
⑤おおむね10件中6～7件程度	39	3.3%
⑥おおむね10件中8～9件程度	41	3.4%
⑦全部	39	3.3%

生活保護受給世帯から、事前給付ではなく、精算給付の方法で申し出があった要因として考えられるもの（複数選択可）（有効回答のあった福祉事務所981か所中）

	該当数	割合
①生活保護受給世帯が事前給付が可能であることを知らなかった	311	31.7%
②生活保護受給世帯が事前に物品等の必要額を把握することが困難だった	705	71.9%
③生活保護受給世帯が、物品等の金額が高額でなかった等により、事前に見積もり等を入手する手間をかけないこととした	751	76.6%
④その他	138	14.1%

※ 上記結果は、報告のあった福祉事務所（1,230か所）からの学習支援費の支給状況をまとめたもの（令和2年度分）。

※ 実績を積み上げたものではなく、日々の業務の中で把握されている概況の報告を受けたもの。

※ 「事前給付」とは、被保護者が学習支援費の対象となる費用の支出を行う前に必要額を確認した上で事前に給付する方法をいう。

「精算給付」とは、被保護者が学習支援費の対象となる費用の支出を行った後に領収書やレシートなどを確認して事後精算で給付する方法をいう。

# 学習支援費の支給状況等（3 / 3）

## ○事前の案内（周知）を行っている福祉事務所の状況（1038か所）

### ①学習支援費の受給者数

		扶助受給 人員数① (令和2年度末現在)	学習支援費 受給実人数② (令和2年度内)	(②/①)
		93,840	8,679	9.2%
教育扶助	小学生	56,145	1,468	2.6%
	中学生	37,695	7,211	19.1%
高等学校等就学費		35,924	5,929	16.5%

### ②学習支援費の支給月数

		学習支援費 支給月数③ (令和2年度内)	うち見直し前の水準以上 の月数(※)④	(④/③)
		26,408	12,318	46.6%
教育扶助	小学生	3,524	1,738	49.3%
	中学生	22,884	10,580	46.2%
高等学校等就学費		20,689	9,084	43.9%

### ③学習支援費の一月当たり支給額（平均）

		一月当たりの学習支援 費支給額（平均）⑤ (令和2年度内)
		8,038
教育扶助	小学生	4,948
	中学生	8,513
高等学校等就学費		11,404

## ○事前の案内（周知）を行っていない福祉事務所の状況（175か所）

### ①学習支援費の受給者数

		扶助受給 人員数① (令和2年度末現在)	学習支援費 受給実人数② (令和2年度内)	(②/①)
		8,577	618	7.2%
教育扶助	小学生	5,049	127	2.5%
	中学生	3,528	491	13.9%
高等学校等就学費		3,256	424	13.0%

### ②学習支援費の支給月数

		学習支援費 支給月数③ (令和2年度内)	うち見直し前の水準以上 の月数(※)④	(④/③)
		1,007	741	73.6%
教育扶助	小学生	167	94	56.3%
	中学生	840	647	77.0%
高等学校等就学費		1,024	809	79.0%

### ③学習支援費の一月当たり支給額（平均）

		一月当たりの学習支援 費支給額（平均）⑤ (令和2年度内)
		12,746
教育扶助	小学生	5,949
	中学生	14,097
高等学校等就学費		16,357